

食安輸発1228第5号
平成24年12月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

韓国産二枚貝の取扱いについて

標記については、平成24年7月25日付け食安輸発0725第2号にて、第1号海域で採捕された韓国産二枚貝及びその加工品の輸入届出があった場合には、輸入者に対し輸入の見合わせを指導するよう通知したところです。

今般、米国食品医薬品庁が韓国政府から提供された資料及び現地調査結果の検討を行い、2012年に第1号及び第2号海域で採捕された二枚貝の加工品については引き続き輸入や流通を制限する旨を公表したことから、汚染原因が究明され有効な対策が実施されるまでの間、第2号海域にて採捕される生食用二枚貝（加工品を含む。）の対日輸出の見合わせを要請したところです。

ついでには、韓国産生食用二枚貝（加工品を含む。）の輸入届出があった場合には、採捕海域を確認の上、第2号海域に該当する場合は輸入者に対し、輸入を見合わせるよう指導願います。

また、平成24年7月6日付け食安輸発0706第1号を下記のとおり改正しますので、御了知の上、関係者への周知方よろしく申し上げます。

記

改正箇所	改正前	改正後
記2の(2)	8月までに100件のモタリング検査を実施すること。また、検査の実施に当たっては、別紙を参考に、韓国政府が発給する原産地証明書により生産海域の確認を行い、第1号海域である場合はモタリング検査を輸入の都度実施すること。	8月末までに100件のモタリング検査を実施すること。
記2の(3)	輸入者毎、品目毎に、本通知以降の初回時の輸入届出について実施すること。また、検査の実施に当たっては、別紙を参考に、韓国政府が発給する原産地証明書により生産海域の確認を行い、第1号海域である場合は輸入の都度実施すること。	輸入者毎、品目毎に、本通知以降の初回時の輸入届出について実施すること。また、検査の実施に当たっては、別紙を参考に、韓国政府が発給する原産地証明書により生産海域の確認を行い、第2号海域である場合は輸入の都度実施すること。